

# 用地アセスメント調査等業務共通仕様書

赤字下線：今回改正箇所

R6.4.1改正

新	旧
<p>(成果物)</p> <p>第23条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 表紙には、業務の名称、年度、箇所（地区）名、発注者及び受注者の名称を記載する。</li><li>二 目次及びページを付す。</li></ol> <p>2 提出する成果物は、別記1成果物一覧表に掲げる成果物のうち、業務区分に基づき、必要な成果物を提出するものとし、部数は、正副各1部とする。</p> <p>3 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査票等の原簿及び関係資料を契約書第41条に定める契約不適合期間保管し、発注者が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p> <p>4 受注者は、前項に定める期間を経過した後、調査票等の原簿及び関係資料の消去又は廃棄を確実に行わなければならない。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地アセスメント調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第32条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。</u></p>	<p>(成果物)</p> <p>第23条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 表紙には、業務の名称、年度、箇所（地区）名、発注者及び受注者の名称を記載する。</li><li>二 目次及びページを付す。</li><li><u>三 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。</u></li></ol> <p>2 提出する成果物は、別記1成果物一覧表に掲げる成果物のうち、業務区分に基づき、必要な成果物を提出するものとし、部数は、正副各1部とする。</p> <p>3 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査票等の原簿及び関係資料を契約書第41条に定める契約不適合期間保管し、発注者が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p> <p>4 受注者は、前項に定める期間を経過した後、調査票等の原簿及び関係資料の消去又は廃棄を確実に行わなければならない。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地アセスメント調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第32条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>